

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、生涯学習課に所属する職員を指定管理者に対し専門的技術的事項について意見を述べるとともに、事業への協力を行うため駐在させる地を平成20年4月1日次のとおり指定した。

平成20年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

白山市八幡町
白山市瀬戸
鹿島郡中能登町高畠原山分
鳳珠郡能登町字九里川尻
金沢市銚子町